

運総発官27第432号
平成27年11月5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東京電力株式会社
福島第一発電所推進カンパニー
運営総括部長
[REDACTED]

福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

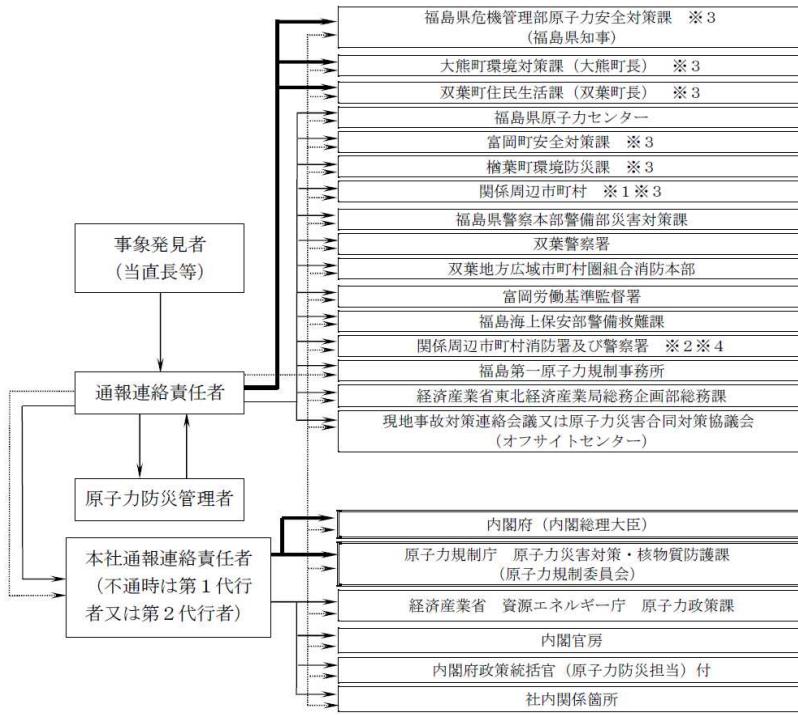
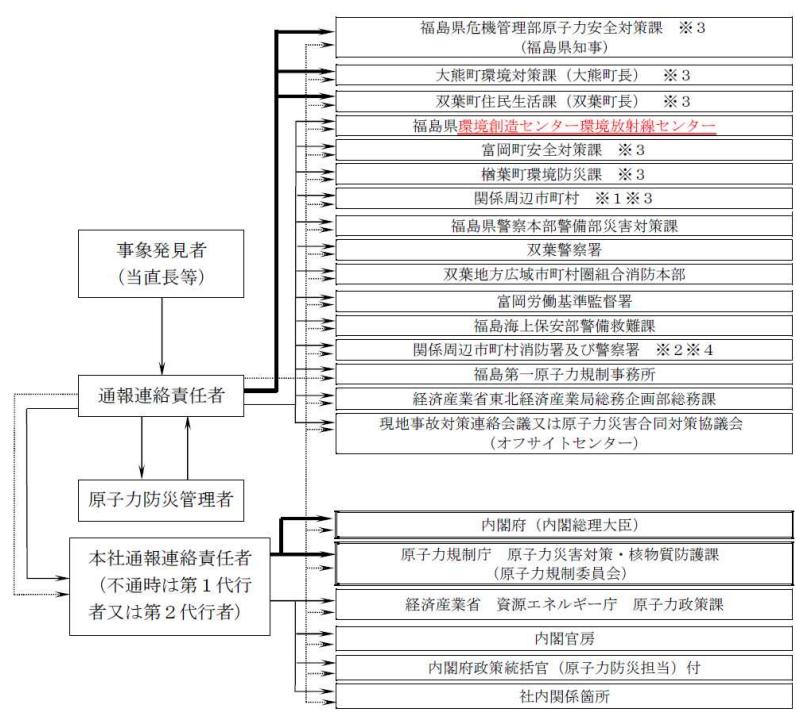
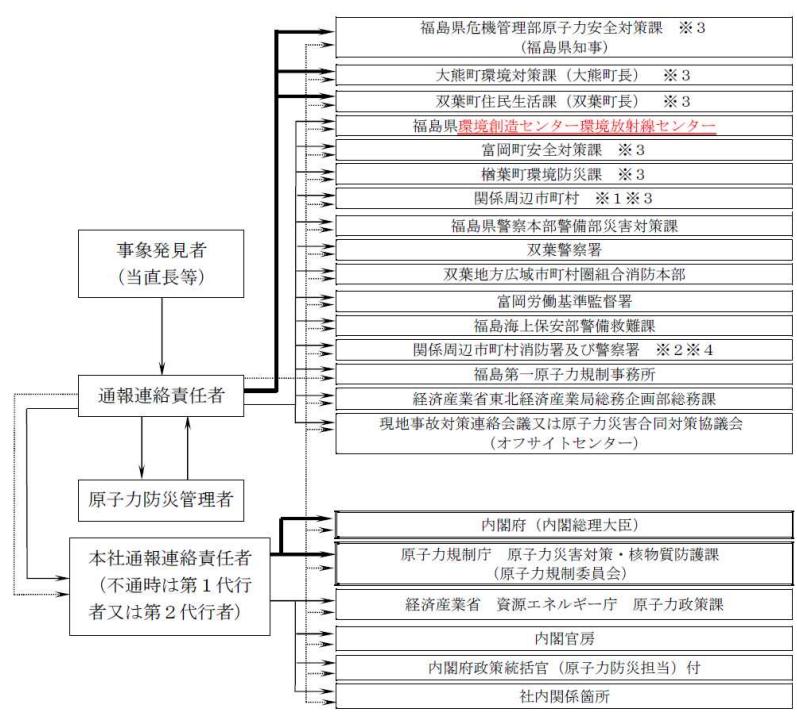
- 「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成27年11月5日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁	変更前	変更後	理由
II-3	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p>  <p>■ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p>  <p>■ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p>  <p>■ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	<p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-4	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村 ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村 ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）</p>	<p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-6	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p> <p>※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村 ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部 田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3：灾害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡） ※6：平成23年3月1日発生事象に対する応急措置の実施報告先</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p> <p>※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村 ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部 田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3：灾害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡） ※6：平成23年3月1日発生事象に対する応急措置の実施報告先</p>	

頁	変更前	変更後	理由																																																																																																														
II-46	<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>法令による名称</th><th>具体的名称</th><th>数量</th><th>保管場所</th><th>点検頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測器等 その他</td><td rowspan="6">エリアモニタリング設備※4</td><td rowspan="2">格納容器旁囲気モニタ</td><td>2台</td><td>5号機 原子炉建屋内</td><td>1回/44ヶ月</td></tr> <tr><td>2台</td><td>6号機 原子炉建屋内</td><td>1回/44ヶ月</td></tr> <tr><td>2台</td><td>運用補助共用 建屋内</td><td>1回/2年度</td></tr> <tr><td>2台</td><td>5号機原子炉 建屋内</td><td>1回/27ヶ月</td></tr> <tr><td>2台</td><td>6号機 原子炉建屋内</td><td>1回/27ヶ月</td></tr> <tr><td>モニタリングカー</td><td>放射線測定車</td><td>1台</td><td>発電所構内</td><td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td></tr> <tr><td rowspan="4">その他資機材</td><td>ヨウ化カリウムの製剤</td><td>安定ヨウ素剤</td><td>30,000錠</td><td>免震重要棟</td><td>1回/年 員数確認</td></tr> <tr><td>担架</td><td>担架</td><td>1台</td><td>入退城管理棟 救急医療室</td><td>1回/年 員数確認</td></tr> <tr><td>除染用具</td><td>除染キット</td><td>1式</td><td>入退城管理棟 救急医療室</td><td>1回/年 員数確認</td></tr> <tr><td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td><td>急患移送車</td><td>1台</td><td>入退城管理棟 駐車場</td><td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td></tr> <tr><td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td><td>動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)</td><td>1式</td><td>発電所構内</td><td>1回/年</td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、楢葉町、双葉警察署、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、福島海上保安部、福島県原子力センター、消防署(浪江及び富岡)との専用回線(ホットライン)である。 緊急時用電話回線が使用できない場合は、電気通信事業者(NTT等)の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。</p> <p>※2: 1~4号機における排気筒モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として、モニタリングポスト及び可搬式測定器により、周辺監視区域付近及び施設周辺の放射線量、放射性物質の測定を行う。</p> <p>※3: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として、海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。</p> <p>※4: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。</p>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	計測器等 その他	エリアモニタリング設備※4	格納容器旁囲気モニタ	2台	5号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月	2台	6号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月	2台	運用補助共用 建屋内	1回/2年度	2台	5号機原子炉 建屋内	1回/27ヶ月	2台	6号機 原子炉建屋内	1回/27ヶ月	モニタリングカー	放射線測定車	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年 員数確認	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回/年	<p>別表2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>法令による名称</th><th>具体的名称</th><th>数量</th><th>保管場所</th><th>点検頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測器等 その他</td><td rowspan="6">エリアモニタリング設備※4</td><td rowspan="2">格納容器旁囲気モニタ</td><td>2台</td><td>5号機 原子炉建屋内</td><td>1回/44ヶ月</td></tr> <tr><td>2台</td><td>6号機 原子炉建屋内</td><td>1回/44ヶ月</td></tr> <tr><td>2台</td><td>運用補助共用 建屋内</td><td>1回/2年度</td></tr> <tr><td>2台</td><td>5号機原子炉 建屋内</td><td>1回/27ヶ月</td></tr> <tr><td>2台</td><td>6号機 原子炉建屋内</td><td>1回/27ヶ月</td></tr> <tr><td>モニタリングカー</td><td>放射線測定車</td><td>1台</td><td>発電所構内</td><td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td></tr> <tr><td rowspan="4">その他資機材</td><td>ヨウ化カリウムの製剤</td><td>安定ヨウ素剤</td><td>30,000錠</td><td>免震重要棟</td><td>1回/年 員数確認</td></tr> <tr><td>担架</td><td>担架</td><td>1台</td><td>入退城管理棟 救急医療室</td><td>1回/年 員数確認</td></tr> <tr><td>除染用具</td><td>除染キット</td><td>1式</td><td>入退城管理棟 救急医療室</td><td>1回/年 員数確認</td></tr> <tr><td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td><td>急患移送車</td><td>1台</td><td>入退城管理棟 駐車場</td><td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td></tr> <tr><td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td><td>動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)</td><td>1式</td><td>発電所構内</td><td>1回/年</td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、楢葉町、双葉警察署、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、福島海上保安部、福島県環境創造センター環境放射線センター、消防署(浪江及び富岡)との専用回線(ホットライン)である。緊急時用電話回線が使用できない場合は、電気通信事業者(NTT等)の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。</p> <p>※2: 1~4号機における排気筒モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として、モニタリングポスト及び可搬式測定器により、周辺監視区域付近及び施設周辺の放射線量、放射性物質の測定を行う。</p> <p>※3: 放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。 代替措置として、海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。</p> <p>※4: 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。</p>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	計測器等 その他	エリアモニタリング設備※4	格納容器旁囲気モニタ	2台	5号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月	2台	6号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月	2台	運用補助共用 建屋内	1回/2年度	2台	5号機原子炉 建屋内	1回/27ヶ月	2台	6号機 原子炉建屋内	1回/27ヶ月	モニタリングカー	放射線測定車	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年 員数確認	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回/年	福島県の組織改正に伴う名称変更
分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度																																																																																																												
計測器等 その他	エリアモニタリング設備※4	格納容器旁囲気モニタ	2台	5号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月																																																																																																												
			2台	6号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月																																																																																																												
		2台	運用補助共用 建屋内	1回/2年度																																																																																																													
		2台	5号機原子炉 建屋内	1回/27ヶ月																																																																																																													
		2台	6号機 原子炉建屋内	1回/27ヶ月																																																																																																													
		モニタリングカー	放射線測定車	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度																																																																																																											
	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年 員数確認																																																																																																											
		担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認																																																																																																											
		除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認																																																																																																											
		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度																																																																																																											
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回/年																																																																																																													
分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度																																																																																																												
計測器等 その他	エリアモニタリング設備※4	格納容器旁囲気モニタ	2台	5号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月																																																																																																												
			2台	6号機 原子炉建屋内	1回/44ヶ月																																																																																																												
		2台	運用補助共用 建屋内	1回/2年度																																																																																																													
		2台	5号機原子炉 建屋内	1回/27ヶ月																																																																																																													
		2台	6号機 原子炉建屋内	1回/27ヶ月																																																																																																													
		モニタリングカー	放射線測定車	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度																																																																																																											
	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年 員数確認																																																																																																											
		担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認																																																																																																											
		除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年 員数確認																																																																																																											
		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度																																																																																																											
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 (化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回/年																																																																																																													